

平成 2 1 年度 第 3 回

府中市都市計画審議会議事録

平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日開催

府中市都市計画審議会

議事日程

平成21年10月19日（月）午前10時

府中市教育センター第2会議室

日程第1 第1号議案 府中都市計画朝日町三丁目地区地区計画の決定

日程第2 報告 府中市都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）
策定状況について

日程第3 その他

午前 10 時 00 分開会

【青木計画課長】 皆さん、おはようございます。それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の久保よりごあいさつを申し上げます。それでは久保部長、よろしく願いいたします。

【久保都市整備部長】 おはようございます。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件といたしましては、審議事項といたしまして、朝日町三丁目地区地区計画の決定の 1 件、報告事項といたしまして、府中市都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）の策定状況について 1 件、以上 2 件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【青木計画課長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇会長、よろしく願いいたします。

【議長】 皆さん、おはようございます。

座らせていただきまして、議事日程に従いまして進めたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、今回のこの都市計画審議会に入る前に、新たに任命された委員の方がいらっしゃいますので、事務局からご報告をお願いしたいと思います。

【青木計画課長】 それでは、ご報告させていただきます。

本年 10 月の府中消防署長の人事異動に伴いまして、議席番号

15番、〇〇委員から10月1日付で、〇〇府中消防署長を本委員に任命いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 それでは、〇〇委員から一言ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく願いします。

【委員】 皆さん、おはようございます。ただいまお話がございましたとおり、10月1日付で府中消防署長に着任いたしました〇〇と申します。どうぞ委員の皆様方には、よろしく願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【議長】 よろしく願いします。

それでは会議を開催するにあたりまして、出欠状況でございますが、〇〇委員が業務のため、欠席というご連絡をいただいております。また〇〇委員につきましては、少し遅れるというご連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

会議開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効でございます。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思います。府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものと規定されておりますので、私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、本日の議事録の署名人につきましては、議席番号3番の〇〇委員、議席番号4番の〇〇委員、お二人に願

いしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、そのようにお願い致しまして、早速、議事日程に入りたいと思います。

日程第1、第1号議案、府中都市計画地区計画朝日町三丁目地区地区計画の決定を議題といたします。

議案の説明を事務局から、よろしく願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、第1号議案、府中都市計画地区計画朝日町三丁目地区地区計画の決定につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、調布基地跡地府中地区病院用地利用計画に基づき、周辺市街地との調和と良好な景観形成を図るため、地区計画の決定を行うものです。

なお、本件につきましては、本年5月12日開催の本審議会におきまして、ご審議の上、可決いただきました府中都市計画地区計画朝日町三丁目地区地区計画の原案から、1カ所、表現が変わったところがございます。

また、本件につきましては、本年8月20日付で東京都知事の同意を得ており、都市計画法第17条の規定に基づき、本年9月1日から9月15日までの2週間、縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

表現の変更箇所も含め、詳細につきましては、担当主査よりご説明します。

【議長】 はい、お願いいたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、まず初めに資料の

4 ページからご覧ください。こちらは当該計画地の位置図になります。図面の表示は、上が北方向となっております。太い点線で示した区域が地区計画を定める区域でございます。

1 ページにお戻りください。

名称ですが、朝日町三丁目地区地区計画です。

位置は、府中市朝日町三丁目地内、面積は、約 2.4 ヘクタールです。

地区計画の目標としましては、本地区は府中市東部に位置し、近接して病院、学校、福祉施設、公園等の公共公益施設が立地し、大規模な土地利用がなされています。調布基地跡地の利用により公共公益施設の集積を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した、新たな都市空間を創出することを目標とします。

続きまして、区域の整備、開発及び保全に関する方針です。

土地利用の方針では、豊かな緑の自然環境や、良好な景観を有する公共公益施設の立地を生かし、魅力ある景観形成に配慮した新たな都市空間の創出を図るため、敷地周辺に緩衝空間となる緑を配置することにより、良好な景観形成を図ることとします。

次に、地区施設の整備の方針では、周辺環境に配慮した良好な景観形成に向けて、緩衝空間となる豊かな緑地帯、歩行者空間のネットワーク形成を目指して、環境緑地及び歩道状空地の適切な整備を図ります。

環境緑地は、原則として、道路に面する敷地の部分、隣地に面する敷地の部分のそれぞれ 2 分の 1 以上を緑化するものとし、魅力的な植栽を行うこととします。ただし、やむを得ない理由があるときは、敷地内に同等の緑化を行うことでこれに替えることが

できるものとしします。

建築物等の整備の方針では、周辺環境に配慮した公共公益施設の立地を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、及び建築物の緑化率の最低限度を定めることとしします。

続きまして、地区施設の配置及び規模についてご説明します。資料 6 ページをご覧ください。凡例のとおり、黒丸で示すところが環境緑地です。幅員は 2 メートル以上としします。点線が歩道状空地です。こちらも幅員は 2 メートル以上としします。

次に、建築物等に関する事項についてご説明します。資料 2 ページにお戻りください。建築物等の用途の制限では、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならないこととしします。

- 1、ホテル又は旅館
 - 2、ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場
 - 3、店舗・飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
 - 4、自動車教習所
 - 5、神社、寺院、教会その他これらに類するもの
 - 6、公衆浴場
- 以上です。

次に、建築物の敷地面積の最低限度は、3,000 平方メートルとしします。

壁面の位置の制限についてご説明します。5 ページをご覧ください。

さい。凡例のとおり、壁面線が2種類ございます。大きな点線が1号壁面線で、小さな点線が2号壁面線です。1号壁面線については、壁面の位置の制限を道路境界線から10メートル以上、2号壁面線については、壁面の位置の制限を榊原記念病院との敷地境界線から5メートル以上とします。

また、図には記載していませんが、新たに敷地を分割した場合は、隣地境界線からの壁面の位置の制限は2メートル以上とします。

2ページにお戻りください。壁面の位置の制限の中で、原案からの変更点がございますので、ご説明いたします。4の(3)の部分ですが、原案では、「門衛室その他これに類するもの」でしたが、「施設管理上必要とされる小規模な附属建築物」と表現を修正しています。こちらの建築物のほか、4の(1)、(2)に示される建築物については、壁面の位置の制限の場所について、建築が緩和されます。

次に、壁面後退区域における工作物の設置の制限についてご説明します。壁面の位置の制限が定められている区域のうち、道路に面する敷地の部分で、緑を配置した環境緑地の区域、及び歩道状空地の区域には、門、塀、その他の工作物を設置しないこととします。ただし、電柱及び緑化に寄与するものは、この限りではないとします。

次に、3ページをご覧ください。建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について、建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとします。また、屋外広告物等を設置する場合には、周囲の景観と調和するよう、

色彩、形態及び設置場所に留意することとします。

建築物の緑化率の最低限度については、10分の1.5とします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 議案の説明が終わりました。

これより審議に入りたいと思います。まずご質問やご意見をお伺いし、検討した後に、採決という順序で進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、ご質問等ございませんでしょうか。はい、〇〇委員。

【委員】 先ほどご説明をいただいた、2ページの、壁面の位置の制限の4番の部分についてお伺いします。前回との変更点ということで、概略をお話しされたと思うのですが、もう少し詳しく今回の変更点について教えていただければと思います。

もう1つは、5ページもしくは6ページの敷地内の南東側に調布市域がありますが、この敷地について、今回のこの都市計画審議会の決定でどのような位置づけになるのかを、教えていただければと思います。

以上です。

【議長】 2つのご質問がございましたので、よろしくをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 2点、ご質問がございまして、前回の原案からの変更点の説明と、行政境の部分の計画はどのようになるかということかと思えます。

1点目の変更点でございしますが、こちらにつきましては、関係機関との協議で、門に守衛室を設けることについては了承すると

いう計画を、もとよりしてございます。これを建築の関係法規などと照らして、関係機関と協議をし、適正な表現として、文言を変えさせていただいております。

それから、行政境ですが、調布市の部分につきましては調布都市計画になりまして、調布市と協議をさせていただいております。その中で、軽微であるというようなご判断から、今回の調布市の部分は都市計画決定をしません。しかし、まちづくり条例に基づく協議をする中で、整合性がとれるように、全体のつくりとしては、府中市の部分と同じようなつくりをしていただくことで協議させていただく予定でございます。

以上でございます。

【議長】 はい、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。

1点目のご説明いただいた部分でございますが、特に4の(3)の付属建築物、門衛室というのでは、何に使われているかということにも大きく影響するのではないかと、市議会でもある程度の方向性については、報告がございました。そういった意味で、高さ等の制限緩和がされたということですが、これに当たり、縦覧期間に意見書はなかったとありましたが、説明会ではどのような声があったかを、確認させていただきたいと思います。

2つ目の方は、調布市と整合性を持ってできるようにするというお話は理解いたしました。しっかり整合性を持って行っていければと思いますが、具体的に、調布市と、どのような決定の仕方があるのか、確認の意味でさせていただきたいと思います。

また、もう1つ伺いたいのですが、今後の用途、使い方にもよ

りますが、この敷地内の出入り口というのは、検討されていますか。また、相手先とのそのような検討はあるのかどうかを、追加して質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

【議長】 ただいまのご質問について、事務局でお答えしてください。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 住民向けの説明会でございますが、事業者、こちらは軽自動車検査協会と警視庁第7機動隊になりますが、本年の5月から7月後半頃にかけて、近隣の自治会やマンションの管理組合等に説明をしていただいております。その中で全体的にどういったものが来るのか、実際の業務時間は何時か、又、車の出入りの台数や、どういった建物になるかというなどのご質問があり、それらについてお答えをしたと、伺っております。

それから、調布市との協議の具体的な方法でございますが、これは、必ず調布市の都市計画でここに地区計画を定めなければいけないという義務的なものではございません。しかしながら、それぞれの都市計画をまたがる部分につきましては、都市計画決定権者の事務を司っている部署との事務レベルで協議をさせていただいて、必要であれば、調布の場合は調布の都市計画審議会にかけて決定するなど、調布市の事務局のご判断というようなことになるかと思っております。

それから出入口の関係でございますが、これは具体的には、施設協議の際に行うべきものです。この土地につきましては北側が軽自動車協会で、南側が警視庁の第7機動隊になるのですが、直

接国道20号からの出入りはしないというようなことで、お話を伺っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい、ありがとうございました。

【議長】 ほかにはございませんでしょうか。

はい、〇〇委員。

【委員】 壁面位置の制限というところで、1号壁面線と2号壁面線とあるのですが、これはどういうものなのか、お聞きしたいと思います。

それと、5ページの図で地区計画区域で、1点破線が引かれている部分に甲州街道も範囲に入っているのですが、そのようなことは普通、行われるのですか。その辺りを教えてください。

【議長】 よろしく申し上げます。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 壁面の制限とは、建物の外壁を下げていただいて、空間をつくっていただくということでございます。それぞれ10メートル、5メートルは、建物の外壁を敷地側に下げていただくというようなことでございます。

【久保都市整備部長】 この建物の壁面の位置というのは、一般的には、建築物はその敷地境界目いっぱいの位置まで建てることができます。ただ、良好な都市環境をつくろうということで、法規制の中で、建物の外壁を、敷地境界あるいは道路境界から何メートル下がった位置の中におさめるものです。ここで言うと、10メートルですと、道路から10メートル離れたところから建物をつくり出してくださいという制限が入ってくるわけです。です

から、一般の法規定よりもより厳しく制限をすることによって良
好な都市環境をつくっていかうという趣旨でございます。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 2点目の、国道20号の中
心まで地区計画の区域が来ていることが、一般的なことかという
ご質問でございますが、基本的に地形地物などで明確にわかるも
のを、境界に使うようにということがございます。ですから、国
道20号の中心という境界の設定は通常用いられる考え方でござ
います。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにございませんか。

〇〇委員。

【委員】 以前、聞いたことだったら申しわけないのですが、敷
地内に法定外公共物があるように線が引いてありますが、この線
は何の線ですか。それと、権限も含めてこの取り扱いはどうなっ
ているのか、ご回答、よろしく願いいたします。

【議長】 今のご質問に対して、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 現状の通路のことかと思
いますが、法定外公共物は、公図上ございません。

以上でございます。

【委員】 わかりました。線が引いてあったので、赤道かと思
ったのですが、そうではなくて現状の通路ということですね。これ
の権限はどこにあるのですか。

【議長】 お願いします。

【青木計画課長】 当該敷地でございますが、北側の約5,000平方メートル、ここに軽自動車検査協会が移転し、土地所有者も軽自動車検査協会です。南側の敷地につきましては、現在のところ、財務省でございます。

以上でございます。

【委員】 はい、わかりました。いずれにしても、通路ということで、府中市が管理していたり、権利を持っているものはないということが、わかりました。

【議長】 ほかにはございませんか。

では、私のほうから。ここは府中でも外側なので、前に聞いたときには、宿舎ができて、300人ぐらい収容する予定であるというお話でした。そうすると、計画では独身ではなく、家庭を持った人の宿舎になるわけですか。

【澁谷政策課主幹】 単身者になります。

【議長】 単身ということですね。

【澁谷政策課主幹】 はい。

【青木計画課長】 当該地の北側が、軽自動車検査協会で、南側が警視庁第7機動隊が移転する予定でございます。この施設につきましては、単身者の寮が含まれる予定でございます。

以上でございます。

【議長】 そうですか、わかりました。

ほかにはございませんか。

なければ、第1号議案につきまして採決をしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、特に反対がないということのようでございますので、第1号議案、府中都市計画地区計画朝日町三丁目地区地区計画の決定について、議案のとおり決することといたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第2、報告事項、府中市都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）の報告を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、日程第2、府中市都市計画に関する基本的な方針（地域別まちづくり方針）策定状況について、ご報告いたします。

本市では、地域別まちづくり方針を新たに策定するため、平成18年度に市民検討会を立ち上げるなど、市民との協働により取り組んでまいりました。

これまでに都市計画審議会には、平成17年11月、平成19年6月、本年2月と、状況報告を行っております。

今後、地域別まちづくり方針の新たな策定と、既にある全体構想の修正をあわせ、都市計画に関する基本的な方針の改定を行います。このたび改定案がまとまりましたので、ご報告するものです。

これまでの経過、詳細につきましては、担当主査からご説明いたします。

【議長】 はい、お願いいたします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、まず経過についてご説明します。

本市では、都市計画法第18条の2に基づき、平成14年度に

府中市都市計画に関する基本的な方針の全体構想を策定しました。その後、平成18年度から市民参加により、市民の日常生活圏を踏まえ、府中市を8つの地域に分けて、地域別のまちづくり方針について検討を行い、市民協働により地域別まちづくり方針の市民案を作成しました。これを原案とし、市内の検討組織により検討を行い、府中市都市計画に関する基本的な方針の地域別まちづくり方針の案を策定いたしました。

地域別まちづくり方針を作成する中で、全体構想についても整合を図る必要があることから、修正を行い、都市計画に関する基本的な方針（案）を、本日の資料として事前にお配りさせていただきました。

以上が経過でございます。

次に、内容についてご説明します。資料1ページをご覧ください。

Iの都市計画マスタープラン改定の背景について、これまでの経緯や改定の背景について記載しております。

都市計画マスタープランが策定された平成14年から、府中市のまちづくりを取り巻く社会経済状況は変化し、府中市における各個別計画も、それぞれ改定が進められてきています。これらについてと整合を図るため、時点修正を行うとともに、地域別まちづくり方針との整合を図りました。

次に、資料2ページをご覧ください。IIの計画の位置づけと性格について記載しております。

都市計画マスタープランの構成としては、大きく市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」、市内を8つに分け、身近なま

ちづくりの方向を示す「地域別構想」、これらの方針をどのように推進していくかの方向を示す「まちづくりの推進に向けて」の3部からなります。今回の改定では「地域別構想」を追加しております。

次に、資料4ページをご覧ください。Ⅲでは府中市の特性について示しています。ここでは、平成14年策定当時の人口などのデータを最新のものに修正しています。

次に、資料6ページをご覧ください。Ⅳのまちづくりの将来像と目標についてですが、1、第5次府中市総合計画における将来像、2、まちづくりの将来都市像、3、まちづくりの目標については変更ございません。

次に、8ページをご覧ください。4、計画期間と将来人口については、新たに計画期間を平成40年までの20年間とし、社会経済情勢の変化や総合計画の改訂等の状況により見直しを行うことで、時代の要請に応じた計画となるよう配慮します。将来人口についても、新たに推計しております。

次に、資料9ページをご覧ください。Ⅴのまちづくり方針全体構想、1、まちの骨格構造の(1)軸の整備方針については、都市環境軸、多摩川リバーフロント軸、崖線軸を軸として位置づけています。これまで都市活動軸としていたものを都市環境軸と変更しました。これは、都市の活動に加えて、環境の側面も重要な要素であると考えたことによります。また、個別計画との調整を行い、表現の修正をしております。

(2)の拠点の整備方針については、緑の拠点以外の拠点については変更ございません。⑤の緑の拠点については、今まで3地

区あったものを10地区としております。これは、緑の基本計画の改訂に合わせたことによります。

次に、資料13ページをご覧ください。2の土地利用方針につきましては、従来、8つのゾーンを10のゾーンとし、①低密度住宅ゾーン、②中密度住宅ゾーンについては、従来、低層住宅専用ゾーン、中高層住宅専用ゾーンと表現していたもので、高さについて区分していたものを、建物の密度に観点を置いた名称に変更しております。③商業・業務・サービスゾーンについては変更ございません。

④近隣商業ゾーンは、新たに追加しております。これはもともと商業・業務・サービスゾーンだった地区のうち容積率が300%以下の地区について区分しました。

⑤幹線道路沿道ゾーンは、従来、沿道商業・業務ゾーンでしたが、名称変更を行っています。

⑦都市型産業ゾーン、⑧住工共存ゾーンについては、産業ゾーンだった部分を2つのゾーンに区分しております。これは、平成16年度に工業系用途地域を都市型産業専用地区と25メートル高度地区に指定したことから整合を図るものです。

14ページをご覧ください。⑧スポーツレクリエーションゾーンについては変更ございません。

⑨大規模公共施設ゾーンは、従来は大規模土地利用ゾーンでしたが、名称を変更しております。

⑩公園・緑地ゾーンについては変更ございません。

次に、資料17ページをご覧ください。3の都市施設整備方針では、各種都市施設の整備方針を示します。

(1) の道路・交通体系の整備方針についてですが、1) 幹線道路の整備、2) 生活道路の整備については、地域別まちづくり方針の構成と合わせるため、以前から構成を変えております。3) 公共交通の利用環境の充実については変更ありません。

次に、資料21ページをご覧ください。(2) 公園・緑地等の整備方針では、文章については大きな変更はございませんが、23ページの整備方針の図面については、緑の基本計画との整合を図り、緑の拠点を増やします。

次に、資料25ページをご覧ください。(3) 公益的施設の整備方針については、大きな変更はございません。

次に、資料29ページをご覧ください。4の都市環境形成方針については、防災、福祉、環境、景観の視点から方針を示します。

(1) の防災まちづくり方針から、33ページの(3) 環境まちづくり方針については、大きな変更はございません。

次に、34ページをご覧ください。(4) 景観のまちづくり方針では、景観計画が平成20年に策定されましたので、この計画との整合を図り、構成も変えております。

ここまでが全体構想となります。これらの全体構想は、現在ある計画はそのまま使い、修正する必要がある部分のみ修正しています。

引き続きまして、資料39ページをご覧ください。VI、地域別まちづくり方針についてご説明します。

まず目的ですが、地域別まちづくり方針は、市民の日常生活圏におけるまちづくりの方針を示すものであり、地域ごとの具体的な都市施設の整備方針や、まちづくりの取組方針を示します。地

域別まちづくり方針は、地域の現況や課題、全体構想により導かれる地域の個別方針を、市民の身近な生活空間のまちづくり方針として示します。

また、地域区分と策定方法についてですが、地域区分については、鉄道駅圏、小中学校区、文化センター圏域等の市民の日常生活圏の状況や、土地利用の共通性を踏まえ、8つの地域に分けました。区分としては、40ページの地域区分図のとおりとします。

策定方法については、各地域から選出した市民による「地域別まちづくり方針市民検討会」での検討を行い、「市民案」を作成しました。この市民案を地域別まちづくり方針の原案として市の内部で検討し、今回の案を作成しました。

次からは各地域の内容となりますが、第1地域から第8地域まで、それぞれ同じ構成となりますので、第1地域を例にしまして構成と概要についてご説明します。

42ページをご覧ください。こちらでは第1地域の現況と課題を挙げています。この項目では、地域の現況と課題を説明しています。まず(1)では地域の概要について説明しています。次からは課題として6つに分かれており、(2)市街地整備の現況と課題、(3)道路・交通の現況と課題、(4)公園・緑地等の現況と課題、(5)景観の観点からみたまちの課題、(6)防災の観点からみたまちの課題、(7)福祉の観点からみたまちの課題となります。それぞれの課題項目が、まちづくり方針の整備方針項目と対応しています。

次に、45ページをご覧ください。こちらでは「地域の将来像

及びまちづくりの目標」を掲げています。この項目は、各地域の総合的な思いがまとめられているもので、それぞれの地区のローガンとなるものです。

次に、46ページをご覧ください。こちらは「まちづくり方針」を示しております。こちらからは、各分野別の整備方針を掲げており、3-1の「市街地整備方針」は、大きく【駅周辺】、【住宅地】、【その他（幹線道路沿道、地域の商店街、工業系地域、基地跡地など）】に分けて方針を示します。

次に、49ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」です。こちらは大きく【幹線道路の整備】、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】の3つのテーマに分けて記載しています。

次に、52ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、ここでは大きく3つのテーマから構成され、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】について記載します。

次に、55ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、大きく【崖線周辺の景観】、【浅間山周辺の景観】、【駅周辺などの景観】の記載があります。

次に、57ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】について挙げ、建物の倒壊や地震時の出火による延焼被害を抑えるため、どのようにまちを整備していくかなどの方針を記載します。

次に、59ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづく

り方針」では、主に【道路・公園のバリアフリー化】、【交通施設のバリアフリー化】、【公共施設、住宅のバリアフリー化】について挙げ、都市基盤のバリアフリー整備について方針を記載します。

まちづくり方針は、以上の6つの分野からなっております。地域別まちづくり方針については、同じ構成で8つの地域の方針を示しております。

次に、「まちづくりの推進に向けて」についてご説明します。

185ページをご覧ください。「まちづくりの推進に向けて」では、分野ごとの方針をどのように実現していくか、また、どのように取り組んでいくべきかを記載しております。

まず、1「市民との協働によるまちづくりに向けて」では、市民と市、事業者との協働のまちづくりについて示しております。

187ページの2「効率的・効果的なまちづくりの推進に向けて」では、社会情勢に対応したまちづくりや、市民との協働による地域まちづくりの推進について示しております。

189ページをご覧ください。(2)の市民との協働による地域まちづくりの推進では、各地域で優先的に推進すべき項目を挙げております。

続いて192ページをご覧ください。3「都市計画マスタープランの見直し・評価」では、PDCAサイクルの考え方により、総合計画に位置づけられている施策や事業の評価により、評価、検討をした結果をもとに、社会・経済の変化にあわせて本計画の柔軟な見直しを検討することとします。

以上で内容の説明を終わります。

最後に、今後の予定について申しあげます。今後は関係機関と

の調整を行うとともに、11月2日より30日間、パブリックコメントを行い、広く市民の意見を聞く場を設けます。その後、次回の都市計画審議会においてご審議いただき、決定していく予定です。

以上で説明を終わります。

【議長】 報告が終わりました。

この件につきまして、何かご質問等がございましたら、どうぞ。

はい、〇〇委員。

【委員】 まちづくりの推進に向けて、市でこういうものをつくっていただくのは大変結構でございます、市民と市が一緒になってまちづくりの計画、並びにその前にありますまちづくり誘導計画をつくることは、大変結構だと思います。

具体的なことを申しますと、晴見町に法務省矯正研修所と、国連アジア極東犯罪防止研修所がございますが、計画によりますと、平成25年までに立川の国有地へ移転するという話が進んでいるようでございます。最近、市のご指導もありまして、地元で協議会を立ち上げて、いろいろアンケートをとったり、あるいは、それぞれの住民代表の意見をまとめていただいております、大変、心強く思っております。

いずれ、これが進んでいけば、最後は地区計画ということになるわけでございますが、ご案内のとおり、法務省矯正研修所並びに国連アジア極東犯罪防止研修所につきましては、国はこれを民間に売却するという話でございます。そうなりますと、購入した企業がどういうものをつくるかということについてはわかりませんので、そのためにもまちづくり誘導計画をしっかりとつくってい

ただき、市として国、具体的には関東財務局に、市民、あるいは市としては、こういう構想を持っているというようなことを説明していただいて、そういう条件で民間に売却してもらいたいです。これは陳情を兼ねて、よろしくお願い申し上げます。

【議長】 主に要望でございますね。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんでしょうか。いろいろあるとは思いますが、まだ先のことでもございます。時間をかけていろいろな角度から検討することも大事だと思いますけれども、基本構想はこういうことだそうです。

はい、〇〇委員。

【委員】 1 ページ目の全体的な流れですが、今、説明を聞いてわかったのですが、この表現ですと、都市計画マスタープランがあつて、さらに別途、地域別まちづくり方針を加えたような表現になっています。都市計画マスタープランの一部を修正しているのであれば、今回、新たに地域別方針を策定、都市計画マスタープランに追加すると明確に言ったほうがわかりやすいと思います。

それから、都市計画マスタープランを改定したということで、どちらかというところ、下位計画に合わせて上位計画を変えたような形になっていますが、改定したのであれば、前回の部分と、今回の変更部分、変更の趣旨を示すリストがあつたほうがわかりやすいと思います。これでは、話を聞いてみないと、上位計画の変わったところがわからないので、次回はそのような資料をつくっていただけるとありがたいと思いました。

あと、細かいところなのですが、10ページの図の、いわゆる

東八道路ですけれども、国立市部分のところは構想の表示になっているのですが、これは日野市域も含めて既に供用開始しているので、そのような表示にしておいていただいたほうがいいと思います。

それから、府中ジャンクションの形が都心方向だけ行けるような表示になっているのですが、これは八王子方向からも供用、サービスしている道路なので、そこがわかるようにしたほうが、誤解が少ないのではないかと思います。

あと、23ページで、都市計画緑地等書いてある部分での質問なのですが、これは全ての都市計画緑地が網羅されているのかということと、小柳町の小柳公園のところは破線と緑色の塗りつぶしがあるのですが、これは一部、供用開始していると思うのですが、ここの区分けの根拠のようなものがわかれば、教えて下さい。

あと、35ページの安全で快適な道路づくりの部分への意見なのですが、都市計画道路、府3・4・16とか、府3・4・3と書いてあるのですが、これらも、次のページでどこを言っているのかわかるように表示しないとわからないと思うので、工夫していただけるとありがたいです。地域別では結構細かく通称名称で記載してあるのですけれども。

あと、場所を忘れましたが、延焼遮断帯についての記載があったのですが、そこは市として構想があり、延焼遮断帯を構成するのに譲れない部分であるというものがあれば、何かの形で市民にお示ししたほうがわかりやすいと思います。結果としてなっているからという、計画としてあいまいになってしまうので、お示ししていただけるとわかりやすいと思いました。

あと、18ページの鉄道のところで、既存鉄道の延伸の検討というのがあったのですが、これも表示があるとわかやすいという感じがいたしました。

以上です。

【議長】 ただいまいろいろご指摘がございましたけれども、市民の方にもう少しわかりやすく工夫して、それを盛り込んでいただいたら、なおいいのではないかとということでございますね。

【委員】 はい、そういうことです。

【議長】 そういうことでございますので、今の件につきまして、どうぞ。

【青木計画課長】 ○○委員から貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。何点かのご要望もございましたので、次回の本審議会におきまして改めてご提示させていただきたいと思っております。

それと、図などのわかりづらいところも、ご意見を参考に、また改めて修正をさせていただきたいと思っております。

それと1点、ご質問があったと思いますが、小柳公園の関係につきましては、担当課からお答えさせていただきます。

【議長】 はい、どうぞお願いします。

【平公園緑地課長補佐】 ご質問のございました小柳公園は、都市計画公園でございますが、濃く塗ってありますものは都市公園として開設しております部分でございます。一部、下水処理場の上部が未開設になっているものでございます。

以上でございます。

【議長】 ほかにございますか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 まず、目次のところで右側の79ページ、第1地域のまちづくり方針という表示ですが、これは第3地域の間違いなのではないかと思えます。

それと、道路名称が10月の条例等で「一本木通り」から「美術館通り」に変わったりと、名称が変わったところがあるので、これについては、どの時点の計画ということによっても違って来るかとは思いますが、できるならパブリックコメントに出すときには最新のものにしていただいたほうが良いと思えます。それは要望です。

あと、バリアフリーという言葉ですが、全体的な1つの大きな柱として、道路など、いわゆる都市施設のバリアフリー化というのが、表記されています。しかし、一方では、福祉のまちづくり条例ではユニバーサルデザインという表記になっています。そうすると、福祉のまちづくり条例はバリアフリーではなくて、ユニバーサルデザインという形で、市が市民へ協力を求めていくことになるので、どうするかお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

【議長】 今の点につきまして、全部言い切るようなことはできないかもしれませんが、基本的な考え方や要望につきまして、どう対応できるかをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 誤字や、名称の部分で異なる点につきましてはパブリックコメントまでに修正したいと考えております。大変失礼しました。

それからバリアフリー化とユニバーサルデザインの関係なので

すが、都市計画マスタープランでは大きな部分について規定させていただいておりました、具体的施策の展開につきましては、上位にあります総合計画に沿って個別の事業が進むこととなります。そういった中で、総合計画や基本計画、また3年ごとに立てられております事業実施計画などの中で、優先順位をつけながらバリアフリーやユニバーサルデザインといったところも進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、どうぞ。

【委員】 すみません、もう1度確認しますが、表現としてユニバーサルデザインという表現を、都や市で使うということで、今回、条例改正になりました。確かにユニバーサルデザインというのは、表現はバリアフリーよりわかりづらいものですが、基本的にはその方針で都も市も動いているわけなので、この中でバリアフリーという表現を使うと、市民の中で混乱が出てくるので、どちらかに統一すべきではないかということです。もしこの場所ではお答えできないなら、そのことも含めて検討していただきたいと思います。

それと、同じくもう1つ要望で、市民検討会の意見とあわせて一部調整を行う中で、市民の意見を十分尊重し、柔軟な形で市民意見を反映することで整合性を図り、今後のパブリックコメントへと対応していただければと思います。

全体としては、このような形で、まちの姿が市民に見えるということとはとてもいいことなので、積極的に推進をしていただきたいと思います。

【議長】 はい、どうぞ。

【青木計画課長】 ご指摘いただきましたバリアフリーとユニバーサルデザイン、文言の統一ということでございますが、これは庁内の検討協議会の中に福祉関係の担当もございますので、改めてそちらの担当と調整をさせていただきたいと思えます。

【議長】 それでよろしいですか。

【委員】 結構です。

【議長】 ○○委員。

【委員】 先ほど○○委員からも出ました府3・2・2の形について、府3・4・5が、この図面を見ても同時進行ということがわかるようにしておいていただければと、重ねてお願い申し上げます。

また、その中で、公園・緑地等の整備方針の中で、農業関係の方がどのくらい、その延伸にかかっているのか、面積はどのくらいなのか、わかる範囲内で教えていただければと思えます。

【議長】 今のご質問に対して、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 図面の関係は、まだ決定までに少し時間がございますので、十分、精査しながら進めさせていただきます。

東八の延伸に係る、農地の関係でございますが、生産緑地につきましては、約1.3ヘクタールございます。

以上でございます。

【議長】 はい、○○委員。

【委員】 ○○農業委員会会長がいらっしゃいますけれども、生産緑地が毎年減っている中で、買い取り請求がここ2、3年どの

ぐらいあったのか。それと、この公園・緑地等の整備方針ですと、引き続き農業が可能な環境づくりに努めますということですので、この生産緑地の1.3ヘクタールは維持できると考えていてよろしいのでしょうか。

以上です。

【議長】 はい、お願いします。

【青木計画課長】 生産緑地の買い取りのここ2、3年の件数ですが、申しわけございませんが、ただいま手元に資料がございません。また、第5地区の中で、生産緑地については今後も維持するという方針で書いてありますが、このマスタープランの中では、そういった方針でぜひ進めていきたいという気持ちでございます。しかし、現実とのギャップが大分ございますので、今後の生産緑地の買い取りが出た場合の取り扱いについては、基本的には市もなるべく残すような方向で動いていきたいと思っております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。はい、〇〇委員。

【委員】 ギャップがあるという話ですが、そのギャップというのが、市の考えていることと、相続などで生産緑地を解除して相続税を払うのに、価格面で折り合いがつかないということがあると思います。その辺りで、市の今後の方針を、ある程度変えていかないと、生産緑地を守れないのではないのですか。

【議長】 はい。〇〇委員。その点につきましては、あなたが一番詳しいのではないかと思いますので、どうぞ。

【委員】 はい、ありがとうございます。

今、〇〇委員がお話になりましたが、平成17年に農業振興計

画を策定しました。そのときの推定の生産緑地の数値よりも10ヘクタールぐらいは減少しているのではないかと思います。これは資料がありますので、調べていただければいいのですが、私を見た上では、実際にはそのように、著しく減少しています。

今言ったように、生産緑地が道路のところにも1.3ヘクタールかかっています。例えば、三鷹市の北野という場所にジャンクションができるのですが、結構、農地が残っているため、農地のかなりの面積が、買収されています。どういう取り組みをしているのかを、三鷹市の農業委員会に聞いてみると、国に対して働きかけをして、実際に実を結んでいるところまでは行きませんが、早目に代替用地を公共で準備できないかと検討しているとのことでした。それで、地主さんたちも組合をつくって動いているのですが、そのような動きというのは、やっぱり必要ではないかと思えます。

あと、〇〇委員がおっしゃいましたが、相続税で減る農地は、現実にかかなりあります。年間1ヘクタールや2ヘクタール、減っていますので、それをどうするかというのは、かなり大きな問題です。農地保全という立場や、防災という観点からも、検討してもらえればと思います。

我々としても、まだはっきりした形で動いていませんが、そんな形で危惧して、善後策とといいますか、そんなことをできればいいと思っております。

以上でございます。

【議長】 はい。恐らく考えは同じでございますね。

ほかにはございませんか。はい、〇〇委員。

【委員】 192ページのマスタープランの見直しと評価というところで、全体的なことが書いてあります。やはり、こういったPDCAサイクルによって、今後見直しをしていくことは必要だと思いますので、ぜひお願いしたいのですが、このPDCAで、例えば、プラン、ドゥーから、チェックのところは、行政評価となっておりますが、社会環境とか、そういうものを見ていく上では、住民皆さんの評価というのが、やはり一番基本になると思います。単純に行政評価という表現にしているのかどうかはわかりませんが、行政だけで評価するものなのですか。それをお聞き致します。

【議長】 回答をお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 行政評価、PDCAサイクルのCのチェックの部分に関係するご質問かと思いますが、マスタープランをもって都市施策、まちづくりを進めていく中で、市民の皆さんのお声は、それぞれの施策を進める上でお聞きしております。そのような、すぐに対応しなければならないものについては、その事業で対応させていただくのですが、プランの将来的な見直しにかかわる部分については、要望などを毎年ストックさせていただいて、総合計画の体系での事業評価に合わせて進める部分を見ながら取り組んでおりますので、行政単独で都市計画マスタープランを評価して変えていくということではございません。そこには、市民の皆さんのご意見もございまして、今回、携われた170名くらいの皆さんの考え方もございまして、そういうところも含めまして、まちづくり施策の運用について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員。

【委員】 今の答弁でわかりました。先ほど○○委員のご発言にもあったように、市民からの声というのは、人により、言っていたのになかなか入っていないというような声もたまにあってあります。そういった意味で、よりよいまちづくりのために柔軟な今後の対応ということで、この計画に、本当に尽力いただいたと思います。今後ともぜひ取り組んでいただきたいなと要望いたします。どうもありがとうございます。

【議長】 はい、○○委員。

【委員】 今のものもやっぱり言葉足らずです。行政評価というのは、行政計画、計画の評価であって、市民参加もあれば専門家もあります。計画を実施して、その計画に対して妥当だったかどうかを評価するわけですので、言葉をもう少しわかりやすいように変えたほうがいいと思います。そうすることにより、誤解が少なくなると思います。

【議長】 そういうきめの細かい対応をして下さいということでございますね。その件につきまして、はい。

【久保都市整備部長】 総論的な話になってしまいますが、この都市計画マスタープランは、市民参加によって策定をしていく、それがこの計画の真髄であります。我々は、今の委員の意見を十分聞き、この本質を忘れないで、この計画を進めてまいりたいと思います。

【議長】 はい、○○委員、どうぞ。

【委員】 細かい話になってしまうかもしれませんが、私は

住吉五丁目まちづくり方針というものに、関わっていたのですが、そういったものと、地域別まちづくり方針との関係はどうなっていますか。今回の方針の中に包括されている形なのですか。この中に引用等が出ていませんが、例えば第7地域にはこういうまちづくり方針があるということが分かるようなものを引用としてつけることは考えていないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

【議長】 はい、今のご質問に対して、よろしく申し上げます。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 住吉町と申しますと、各それぞれのまちづくりの動きの部分につきましては、今回ご参加されている170名の市民検討委員さんの中にも、そういったまちづくりに携わられている方も多数、いらっしゃいます。そういった中で検討された市民案をもとに行政計画として固めようとしてございます。すべて、こういうものが反映できているかというところ、細かな部分で、もう少し柔らかく表現したりというところもございしますが、基本的には、各地域でまちづくりが行われているものについては、網羅させていただいていると考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ○○委員。

【委員】 もう1つ質問です。その個別につくっている、地域のまちづくりの方針は、何か資料として後ろにつけるようなことは考えられないのでしょうか。

【議長】 個別のものをどうするのか。はい、どうぞ。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 個別のまちづくりのガイドランスにつきましては、今回、11月からのパブリックコメントを

計画課事務室やホームページ等により行っていますが、計画課の事務室で、個別のまちづくり、例えば、まちづくり協議会、法的には地区計画や建築協定などといったものにつきましては情報提供させていただいております。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【議長】 それでは、今の各委員からのご意見、要望等をよく踏まえて、それを盛り込んで、報告了承としてはいかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

【議長】 はい、どうもありがとうございます。それでは報告了承とさせていただきます。

それでは、次に移ります。日程第3、その他、事務局から何かございましたら、よろしくをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 事務局から3点ございます。

1点目といたしましては、多磨駅東地区地区計画の各地区面積及び用途地域等の変更面積の数値訂正についてでございます。

2点目は、府中都市計画道路3・2・2の2号、東京八王子線の進ちよく状況について。

3点目といたしましては、次回開催予定について、この3点につきましてご報告させていただきたいと思っております。

【議長】 はい、どうぞ。

【浅野地域まちづくり担当主査】 1点目の多磨駅東地区地区計画の各地区面積及び用途地域等の変更面積の数値訂正についてご

説明します。本日、机の上に置かせていただきました資料 1 をご覧ください。

多磨駅東地区地区計画の原案については、前回の都市計画審議会でご審議をいただきましたが、地区計画の各地区面積において数値の訂正が生じました。これは土地所有者の財務省が当該地区の測量を終え、成果品の写しを提出していただいたところ、判明したものです。

青で囲まれた地区整備計画区域については、5.5ヘクタールから4.7ヘクタールとなります。

オレンジで囲まれた業務・商業地区については、4ヘクタールから3.2ヘクタールとなります。

緑で囲まれた用途地域等の変更区域については、4.8ヘクタールから4ヘクタールとなります。

これらの変更は数値のみであり、区域の変更はございません。以上です。

【議長】 はい。この件につきましては、いかがでしょうか。○
○委員。

【委員】 数値の変更、絵柄は変わっていないのですが、それでいいのですが、意見として、公で出した数値が調べたら2割も減るといのは、いかななものかという感じがいたします。

【議長】 そういうことですね。そのことについては、前回と今回はどうやって変わったか、わかる範囲でお願いします。国がやっていたものと、今回、府中市で作図したものとで食い違いが出たのですか。それとも国で最初からやり、また今回やったら数値が変わってきたのか、その辺をお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 委員のおっしゃられるように、0.8ヘクタールの修正でございますので、具体的には、お手元にお配りしております、資料1のだいたい色の部分の4ヘクタールが3.2ヘクタールになることによって、それぞれ数字が変わっているということでございます。数値的に大きい小さいというのはございますが、全体のそれぞれの面積につきましては、説明会の中で説明し、このようなイメージのやりとりをさせていただいておりますが、都市整備用地につきましては、今のところ、具体的な施設建築物が出ているような状況ではございません。都市計画法の解釈では、案の縦覧前ですので、手続きの不備ではないと考えております。ただ、数値的には大きな数字でございましたので、本審議会のほうにご報告させていただいております。

以上でございます。

【青木計画課長】 経緯をお話しさせていただきますと、当初の面積は図上で算定した数値でございます。その後、財務省による実測の結果との差異がございまして、数量的には大きな変更になったものでございます。

以上でございます。

【議長】 それならわかりますよね。これは、それでよろしいですね。

では、次に参りましょう。

【委員】 すみません、府中基地跡地のほうはどうなのでしょうか。

【議長】 では、わかる範囲でお願いします。

【青木計画課長】 府中基地跡地につきましても、図上で測って

おり、まだ実測をしておりません。したがいまして、実測後、面積の変更がある可能性がございます。

以上でございます。

では、次に移ります。第2点目、説明をお願いいたします。

【高島地域まちづくり担当主任】 2点目でございますが、府中都市計画道路3・2・2の2号、東京八王子線の進捗状況について、ご報告させていただきます。

当該都市計画道路は、東八道路を延長するもので、西原町一丁目交差点から、甲州街道の国立インター入り口交差点に抜ける都市計画道路です。なお、当該都市計画は、東京都が決定する都市計画であり、施行者も東京都となります。

現在、東京都では、当該都市計画道路が低層の住宅地を通過することから、沿道環境への配慮を図るための緑ゆたかな植樹帯と、快適な歩行者空間を有する環境施設帯を車道の両側に配置するため、道路幅員の変更について、都市計画変更の手続を進めております。幅員28メートルから36メートルである計画を、36メートルから40メートルに拡幅するものです。

10月5日から本日まで都市計画案の縦覧を行い、10月5日から11月4日まで、環境影響評価書案の縦覧を行っております。

また、都市計画変更案及び環境影響評価書案に関する説明会を、10月13日に府中市立第七小学校で、14日に国立市立第七小学校で行っております。

本日、お手元にお配りしておりますパンフレットは、説明会当日に配布されたものですので、参考にご覧ください。説明会の出席者は、13日が約400名、14日が約200名でした。

東京都では、引き続き都市計画変更について手続を進めていくとのことです。

以上でございます。

【議長】 前回も、このような話がございましたが、その後の進捗状況についてですね。そういうことで、お手元の資料等も見ていただいて、現在までこういうことをやっているということでございます。これについて、何かございますか。現在こうやって進行しているということです。はい、〇〇委員。

【委員】 説明会が行われたということなのですが、何か住民の方から意見や要望は出たでしょうか。簡単に教えてください。

【議長】 お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 ご意見の概略を申しあげますと、今回は道路幅員の変更になりますので、ご自身の生活に関わるような沿線の方からは、早急に整備してほしいということと、ご自身の土地がどうなるかというご意見等ございました。あとは、環境の関係でご意見がありまして、それぞれの東京都の事業について詳しく伺いたいですとか、中には事業全体の、都市計画道路事業全体をやらない方がいいのではないかという反対意見等もございます。

以上です。

【青木計画課長】 補足をさせていただきます。

お手元の資料の4ページをご覧いただきたいと思います。4ページの上の図でございますが、東八道路、右側のほうになりますが、七小通りから北側に向かって府中都市計画道路3・4・5号が計画されております。北山、西原地区の道路が大分狭いもので

すので、この北山、西原地区の狭あい道路の整備促進ということで府3・4・5も府3・2・2の2、東八道路と並行して早急な整備をしてほしいといったご意見が多数ございました。

それともう1点、東八道路ができることによりまして、現在のまちづくりという面で地域が分断されるということのご心配もございました。

以上でございます。

【議長】 よろしいですか。

それでは3点目に行きましょう。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 次に、次回の府中市都市計画審議会の開催日程及び予定案件についてお知らせいたします。日時につきましては、1月を予定しております。会場につきましては、市役所の3階の第1・第2会議室を予定してございます。

案件でございますが、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の決定、2つ目としまして、府中市都市計画に関する基本的な方針、3つ目といたしまして、府中都市計画生産緑地地区の変更の3件を予定してございます。

以上でございます。

【議長】 それでよろしいですか。

(「異議なし」の声)

【議長】 何かございませんでしょうか。

それでは、大変長時間、貴重なご意見等を伺いまして、ありがとうございました。

これをもちまして、府中市都市計画審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前 11 時 30 分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○